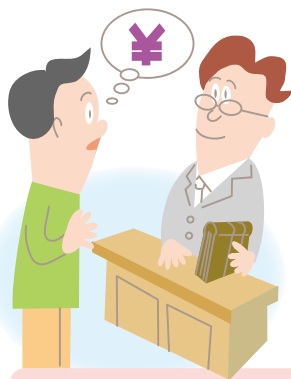


●消費生活相談事例●

「多重債務に陥ってしまったら」



消費者金融に借金があり返済を続けているが、先日、NPO法人を名乗る者から電話があり、「サラ金に過払い金がある人に電話をかけて弁護士を紹介している」と言われ、ファミレスで会って話を聞いたところ、「過払い金が出なくても、2万6千円を弁護士に支払ってほしい」と説明され、用紙に借金の詳細を記入した。1～2日考えさせてほしいと保留して帰宅したが、どうしたらよいか。
(岡山市、男性)

消費者へのアドバイス

多重債務問題の深刻化を背景として、貸金業法等が改正され、上限金利の引き下げや原則として年収の1/3を超える貸付を禁止する総量規制の導入等、新たな多重債務者の発生を抑制する施策が講じられたところです。消費者金融に多額の借金を抱えていて返済が困難になっていても、必ず解決の方法はあり、また、長年にわたり法律上の上限金利を超えて利息を支払っているケースでは、払いすぎた金額を返還してもらえる場合もあります。そんな中、電話で弁護士やボランティア団体等を名乗って、「債務整理をしないか」「過払い金返還請求をしないか」といった消費者に近づき、着手金等を要求するといった事例が発生していますが、こうした勧誘に応じるのは危険性が高いことから、簡易裁判所等

へ相談して債務整理を検討するよう助言しました。

債務整理の方法としては、任意整理、特定調停、個人民事再生、自己破産などがありますが、センターでは相談者の借金の状況等を整理し、弁護士や司法書士など法律の専門家や簡易裁判所を紹介しており、そこで相談の上、個々の状況により最適な解決方法を選択することになります。

なお、多重債務に陥らないためには、自分の収入の状況に合わせて生活設計を立てましょう。クレジットカードの利用を含めて、やむを得ず借金をする場合でも、事前に返済計画をきちんと検討しておきましょう。また、ヤミ金からの借金はもとより、借金返済のための借金は絶対しないで、まずはセンター等に相談しましょう。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

22分

「緊急レポート 美容医療 キレイのリスク」

若者向け

発行：東京都消費生活総合センター

「美容医療」は医療行為です きちんとリスクを知っていますか？

「美容医療」でトラブルが起こった場合、それは直接身体への危害となって回復不能な場合があります。費用についても非常に高額な場合が多く、解約・返金が難しいため、金銭的な被害が多くなりがちです。

このDVDでは、「美容医療」に関して日ごろ広告などで目にするメリット情報だけではない、トラブルの事例や、知ってほしいリスク情報を、皆さんにお伝えします。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086)226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/syohi/syohi.htm>